

## 嘆願書への協力をお願い

2019年7月7日

各位

一般社団法人日本多胎支援協会

わたしたちは、安心して多胎児を産み育てられる環境づくりを目的とする全国組織です。報道やネット情報によってご存知の方も多いと思いますが、名古屋地方裁判所岡崎支部は、去る3月15日、三つ子の二男松下綾斗ちゃんに対する傷害致死事件に関し、被告人の松下園理さんに対して、懲役3年6月の実刑判決を言い渡しました。この判決に対して嘆願書を提出したく、ご協力をお願い申し上げます。

松下さんは、2017年1月に三つ子を授かり、懸命に育児を続けてきましたが、三つ子の同時育児に伴う極度の睡眠不足や育児ストレスにより、事件当時うつ状態に陥っており、泣き止まぬ二男の泣き声について耐えられなくなり衝動的に事件に至ってしまいました。

松下さんは、自ら救急車を呼んで二男を何とか助けようとしていますし、逮捕後の取り調べに素直に応じ、初公判においても起訴内容を大筋で認めています。また、最終陳述では「何も悪くない二男に痛い思いをさせ、将来を奪った」と述べるなど、深く反省しています。(新聞報道による)

一方、判決要旨によれば、名古屋地方裁判所岡崎支部は「動機形成の過程等において被告人のうつ病が影響している」、あるいは「うつ病になる中、負担が大きい三つ子の育児を懸命に行ったことに同情はできる」と松下さんの置かれていた精神状態や多胎育児の過酷さを一部認めながらも、「行政や被告人の夫の対応において、量刑上非難の程度を軽減できるような事情があったとは認められない」と、松下園理さんが追い込まれた多胎育児の過酷さとそれを支援すべき制度や社会資源等の不備を正しく評価しているとは言えません。特に、一審の審理において、多胎育児、三つ子の同時育児の過酷さをこれまでの研究成果に基づき明示した多胎家庭支援の専門家の陳述を一顧だにしない今回の判決は不十分なものと言わざるを得ません。

わたしたちは、多胎育児家庭を支援するさまざまな活動経験に基づき、今回の不幸な傷害致死事件の責任を松下さん個人にのみ帰するような今回の判決には問題があると考えます。同様の事件を予防するためにも、また二男松下綾斗ちゃんの死をむだにしないためにも、多胎育児者の置かれている過酷な育児の実態及びそれを支援する制度や社会資源等の問題点を十分に考慮した裁判を求めたいと思います。

なお、嘆願書では減刑および執行猶予のついた判決を求めています。一児死亡の事実は重く受け止めており、命や人権を軽んじているわけではありません。またこれは単純に現況のまま松下さんを子どもたちの元へ戻すということではないということを申し添えておきます。松下さんは、一審の時すでに保釈されていて、カウンセリング等に通っていました。また、今後は実家に戻って育児をしたいという希望を持っており、その際もお子さんの帰宅については、児童相談所と相談しながらまず面会から始め、徐々に親子の絆を取り戻すところから進めるとのことです。一審の過程において、ご実家のお父さんも証言に立たれ、きょうだいも含め、家族全員で支えて一緒に育児をすると話されています。従いまして、同じような状況が繰り返されるということはありません。わたしたちはこの署名活動によって、松下さんの控訴審の審議が多胎育児の過酷な状況やさまざまな支援の必要性に対する理解に基づく公正なものになることだけでなく、多胎育児を取り巻く環境が少しでも良くなることを願っています。

7月2日の控訴審までに3回に分けて合計13,121筆の嘆願書を名古屋高等裁判所刑事部に提出いたしました。9月24日の第2審判決宣告前に最終提出の予定ですので、引き続き署名活動へのご協力をお願いいたします。なお、嘆願書名用紙は、第1次・第2次集約分もそのままお使いいただけます。

本件についてはWEB上の署名も展開されていますが、裁判の証拠となる可能性を考慮して、紙媒体での署名をお願いしています。  
賛同団体：あきた多胎ネット、NPO法人いしかわ多胎ネット、おおさか多胎ネット、かごしま多胎ネット、NPO法人ぎふ多胎ネット  
しずおか多胎ネット、多摩多胎ネット、ひょうご多胎ネット、みやぎ多胎ネット

最終集約締め切り：2019年9月20日

集約先(送付先) 〒651-2242 兵庫県神戸市西区井吹台東町3丁目2-8-202 一般社団法人日本多胎支援協会

# 嘆 願 書

名古屋高等裁判所刑事部御中

名古屋地方裁判所岡崎支部は、2019年3月15日、二男松下綾斗ちゃんに対する傷害致死事件に関し、被告人の松下園理さんに対して、懲役3年6月の実刑判決を言い渡しました。

松下園理さんは、2018年1月11日、二男綾斗ちゃんをびまん性脳損傷によって死亡させとして、翌1月12日に逮捕され、同年4月27日に起訴されました。松下園理さんは、逮捕後の取り調べに素直に応じ、同年3月4日の初公判においても起訴内容を大筋で認めました。また、2019年3月11日の最終陳述では「何も悪くない二男に痛い思いをさせ、将来を奪った」と述べるなど、深く反省しています。(新聞報道による)

今回の判決において名古屋地方裁判所岡崎支部は「うつ病になる中、負担が大きい三つ子の育児を懸命に行ったことに同情はできる」と多胎育児の過酷さを一部認めながらも、「行政などの対応において、量刑上非難の程度を軽減できるような事情があったとは認められない」とし、松下園理さんが追い込まれた多胎育児の過酷さとそれを支援すべき制度や社会資源等の不備を正しく評価しているとは言えません。

わたしたちは、一児死亡の事実は重く受け止めており、命や人権を軽んじているわけではありません。しかしこれまでの多胎育児家庭の体験や様々な支援活動及び報道内容等に基づけば、今回の不幸な傷害致死事件の背景には、厳しい条件のもとでの過酷な多胎育児があったことは明白であり、責任を松下園理さん個人にのみ帰するような今回の判決には問題があると考えます。同様の事件を予防するためにも、また二男松下綾斗ちゃんの死をむだにしないためにも、貴裁判所に以下のことを心より嘆願いたします。

## 記

1. 貴裁判所控訴審において、多胎育児者の置かれている過酷な育児の実態及びそれを支援する制度や社会資源等の問題点を十分に検討すること。
2. 松下園理さんに対する今回の判決（懲役3年6月）を減刑すること。
3. 松下園理さんに対する控訴審判決においては執行猶予を付すこと。

住 所	氏 名	捺印またはサイン

最終集約締め切り：2019年9月20日

取りまとめ団体：一般社団法人日本多胎支援協会

■署名について

2 ページ目の「嘆願書」を必要分プリントアウトし、署名・捺印の上、郵送してください。  
個人・ご家庭単位でのご協力もお待ちしております。

■送付について

郵送には、下記のラベルを切り取ってご利用ください。恐縮ですが、郵送料はご負担ください。

651-2242
兵庫県神戸市西区井吹台東町 3 丁目 2-8-202 一般社団法人 日本多胎支援協会 事務局

■迅速な裁判所への提出を最優先し、到着確認やお礼のご連絡はいたしません。本件の今後の経過につきましては、当協会ホームページ(<http://jamba.or.jp/>)での発信をご報告に代えさせていただきます。どうぞご了承ください。

■ご不明な点等がございましたら、専用フォームよりご連絡ください。

署名活動問い合わせフォーム <https://ws.formzu.net/fgen/S147380/>



■各団体でとりまとめて送付していただけると大変ありがたいです。

その場合は、下記にご記入の上、嘆願書に添えてお送りください。

愛知県豊田市三つ子裁判嘆願書 送付連絡票		
一般社団法人日本多胎支援協会宛		
団体名	署名総数	名分
団体連絡先	住所	〒
	e-mail	
	電話番号	
このたびのご協力について、当協会のホームページや facebook で、ご協力団体として団体名を公表させていただいてもよろしいですか。あてはまるものいずれかに○をつけてください。		( ) 公表しても構わない ( ) 公表は望まない
上記連絡先(主に e-mail アドレス)に、今後、当協会から多胎支援情報等をお送りしてもよろしいですか。いずれかに○をつけてください。		( ) 情報を発信してほしい ( ) 情報発信は望まない
通信欄		

※ ご記入いただいたご連絡先は、本件についての確認が必要な場合に使用させていただきます。

「情報を発信してほしい」を選択された方には、当協会ニュースレター等を発信させていただきます。